

清瀬市会計年度任用職員【専門職】（消費生活相談員）募集要項

1. 応募資格

消費生活相談員資格（国家資格）、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザーのいずれかの資格を有する方

※地方公務員法第16条の欠格事由に該当する方は、受験できません。

2. 任用期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

※1会計年度ごとの任用を原則とします。同一の職が設置され、選考等の能力実証を行った上で、勤務実績が良好である場合に再度の任用を行う場合がありますが、毎年度、本職種の必要性を吟味し、設置不要となった場合は、更新されません。

3. 身 分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員

4. 勤務内容

【勤務場所】消費生活センター

【職務内容】消費生活相談員

※上記の勤務場所・職務内容に変更はありません。

5. 勤務日及び勤務時間

【勤 務 日】週4日勤務

【勤務時間】週平均28時間勤務

例：午前9時00分から午後5時00分まで

※上記のほか業務上の都合により勤務時間を変更する場合があります。

6. 報酬、諸手当等（※退職手当は支給されません。）

月額 216,300円

他に通勤費（第二種報酬）、期末手当等を市規定により支給します。

7. 選考（面接）

書類選考および面接

※面接は11月25日（火）を予定

8. 募集人員

若干名

9. 有給休暇

任用期間内2日

10. 災害補償

公務中及び通勤途上の災害として認定されたものについては、各種法令及び条例等に基づき補償されます。

11. 社会保険等

共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。

12. 健康診断

常勤職員に準じて実施します。

13. 申込み手続き

	持 参 に よ る 申 込
申込期間	令和7年11月5日（水）午後5時まで （土・日曜日・祝日を除く）
申 込 先	清瀬市役所3階（19番窓口） 経営政策部未来創造課人材育成係
申 込 時 必要書類	① 清瀬市会計年度任用職員【専門職】採用試験申込書（写真貼付） ② 職務経歴書（職務経験のある方のみ） ③ 資格証明の写し
注意事項 そ の 他	・ 提出書類は返却いたしません。 ・ <u>熱等により文字が消えるインクを使用した筆記具</u> で書かれた書類の受付けは一切いたしません。 ・ 申込書添付の写真は美顔修正等の加工不可。

14. その他

上記は、現時点におけるものであり、採用時までに制度改正等があった場合は、それによります。

15. 問い合わせ

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目8-4-2番地

清瀬市経営政策部未来創造課人材育成係

Tel 042-497-1843（直通）、042-492-5111（内線3118）